

検討懇談会（第1回）資料

「(仮称) 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」検討懇談会

一 委 員 名 簿 一

おざさ 小篠	たかお 隆生	北海道大学大学院 准教授
こいずみ 小泉	あきのぶ 詔信	札幌市商店街振興組合連合会 副理事長
すどう 須藤	ともこ 智子	公募
たかすぎ 高杉	みねよ 峯代	(社)札幌消費者協会 理事
ちば 千葉	たかし 卓	北海学園大学 教授
つつい 筒井	あきお 昭雄	(財)北海道防犯団体連合会 専務理事
なべや 鍋谷	のりこ 紀子	公募
まつざか 松坂	きみこ 君子	山口団地連合自治会 会長
もりた 森田	けいぞう 圭三	札幌市PTA協議会 副会長
もりの 森野	すみこ 寿美子	札幌市青少年育成委員会 東区北光地区代表幹事

(五十音順・敬称略)

1 条例制定に係る背景

(1) 市内犯罪に関する情勢

ア 刑法犯認知件数は、着実な減少傾向にある（H13/19 比 約 32%減少）ものの、未だに 27,000 件/年（76 件/日）以上の犯罪が発生している。

イ 刑法犯の大部分を占めているのは、窃盗犯（身近な犯罪）である（H19 20,453 件、認知件数の約 73%）。

ウ 子どもに係る事件（声かけ、つきまとい、車への引込等）は、年間 1,000 件近く発生している。

エ 多数の市民が、犯罪に遭遇する不安を抱えている（72.9%「地域防犯に係る市民アンケート」）。

(2) 地域における防犯活動状況

ア 子どもの安全に代表される地域防犯への市民意識が高いこと（まちづくりセンターを拠点とした防犯活動の全活動：「子どもの安全」（上位 1 位）、「防犯」（上位 3 位））。

イ 地域防犯活動団体数が急速に増加していること（H16/19 比 約 4 倍）。

(3) 防犯に関する地域課題

地域防犯活動団体インタビュー及び市民意識調査の結果、地域防犯活動を展開していくうえで地域課題が確認されていること。

(4) 国と道の動向

国や道が関連要綱、条例、指針等を相次いで整備し、安全で安心なまちづくりは、市民、地方公共団体など関係主体が連携して推進することの重要性を示していること。

2 条例制定に係る必要性

以上の背景を踏まえ、市民共通の願いである「犯罪のない安全で安心なまち」を実現するためには、次の観点から条例の制定が必要である。

(1) 理念の共有に向けて

市民、事業者、市がそれぞれの役割を認識し、共有するため、基本的考え方（理念）を明確にする必要がある。

(2) 主体間の役割の明確化に向けて

犯罪のない安全で安心なまちづくりを効率的に推進していくためには、市民、事業者、市のそれぞれの役割を明確にする必要がある。

(3) 施策の着実な実行に向けて

地域課題の解決に向けて、地域防犯活動への更なる支援の充実化や、防犯の視点による環境整備を推進する必要がある。

	開催検討懇談会での主な検討課題	事務局提出資料等
第 1 回 (4/24)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例制定に係る背景及び必要性について ○ 懇談会の運営について ○ 犯罪のない安全で安心なまちづくりの概況について ○ 札幌市内における犯罪情勢 ○ 生活安全条例の概要について ○ ヒアリング調査等の結果について ○ 条例の構成イメージについて 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討懇談会委員名簿 ・ 条例制定に係る背景及び必要性 ・ 検討懇談会スケジュール案 ・ 検討懇談会設置要綱 ・ 犯罪予防理論の潮流 ・ 全国的動向 ・ 札幌市内における犯罪情勢 ・ 生活安全条例概要 ・ 生活安全条例他都市比較表 ・ 地域の課題 ・ 条例の構成イメージ及び検討フロー
第 2 回 (5月)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めるに当たっての基本理念のあり方・考え方について ○ 犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めていくための主体となる市民、事業者、市の役割（又は責務）について ○ 主体間・関係機関との連携のあり方・考え方について 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記に関する事務局提案
第 3 回 (6月)	<ul style="list-style-type: none"> ○ (前回課題の継続検討) ○ 条例の実効性を担保するための具体的取組に関するあり方・考え方について ○ 犯罪被害者に対する支援のあり方・考え方について 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記に関する事務局提案
第 4 回 (6～7月)	<ul style="list-style-type: none"> ○ (前回課題の継続検討) ○ これまでの議論を踏まえた方向性の確認と総括及びその他懸案事項の検討について 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回までの論点整理表
第 5 回 (8～9月)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 意見書のとりまとめについて 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見書案のたたき台

各回 90-120 分程度の開催を予定

「(仮称) 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」検討懇談会設置要綱**(目的及び設置)**

第1条 犯罪のない安全で安心なまち（以下「安全で安心なまち」という。）の実現に向けて、安全で安心なまちづくりの望ましいあり方や必要な施策について検討するため、「(仮称) 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」検討懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について協議し、又は検討する。

- (1) 安全で安心なまちづくりのあり方
- (2) 条例に必要な事項に関する基本的な考え方
- (3) 安全で安心なまちづくり促進のための方策
- (4) その他懇談会において必要とされた事項

(組織)

第3条 懇談会は、10名以内の委員をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験者、防犯活動団体及び安全で安心なまちづくりに関係する団体に属する者、市の公募に応じた市民その他市長が適当と認める者の中から、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、平成20年4月24日から平成21年3月31日までとする。

(座長)

第4条 懇談会に座長をおき、委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(懇談会)

第5条 懇談会は、座長が召集する。

- 2 懇談会は、祝日を除く月曜日から金曜日までの9時から17時の時間帯の開催を原則とするが、委員の協議により詳細な日時を決定する。
- 3 懇談会は、必要があると認めるときは、委員でない者の意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、市民まちづくり局地域振興部区政課において行う。

(謝礼)

第7条 委員には、懇談会1回の出席につき12,500円の謝礼を支給する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

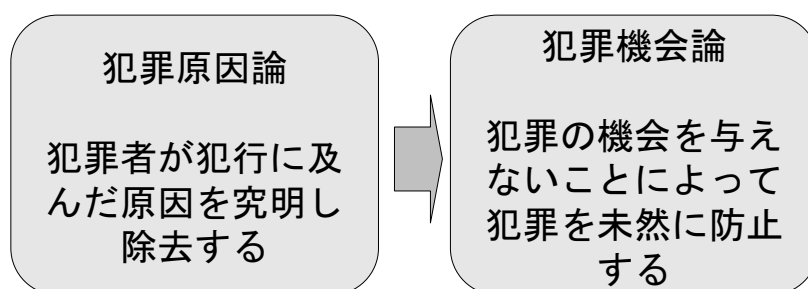
附 則

この要綱は、平成20年4月24日から施行する。

犯罪予防理論の潮流

—原因論から機会論へ—

犯罪予防の基本的考え方は、1980年代より犯罪者が犯行に及んだ原因を究明し除去する「犯罪原因論」から、犯罪の機会を与えないことによって犯罪を未然に防止する「犯罪機会論」へと転換してきている。



犯罪予防政策の潮流

施設のハード面の計画や設計だけでなく、**地域コミュニティ自身の努力による犯罪予防と、警察や地方自治体の各機関の連携の強化の取り組みも含めた総合的な防犯対策へ。**

アメリカでは、1970年代後半より「**コミュニティ防犯**」と総称される防犯対策を推進。それは「防犯環境設計」のほか、個人や近隣単位の「市民防犯活動」と、パトロールをはじめとした「地域警察活動」によって構成された。

イギリスでは、1984年に新しい犯罪予防政策を発表。①**地域コミュニティ自身の努力が必要**、②警察と地方自治体の共同が必要、③犯罪のパターンは地域によって異なるため**地域の実情に即した政策を**なすべき、④防犯環境設計を通じて**犯罪の機会を減少させる事**が最善の手段であることの4つの基本方針を示した。

割れ窓理論とその効果

環境を改善することにより、犯罪を防止する。

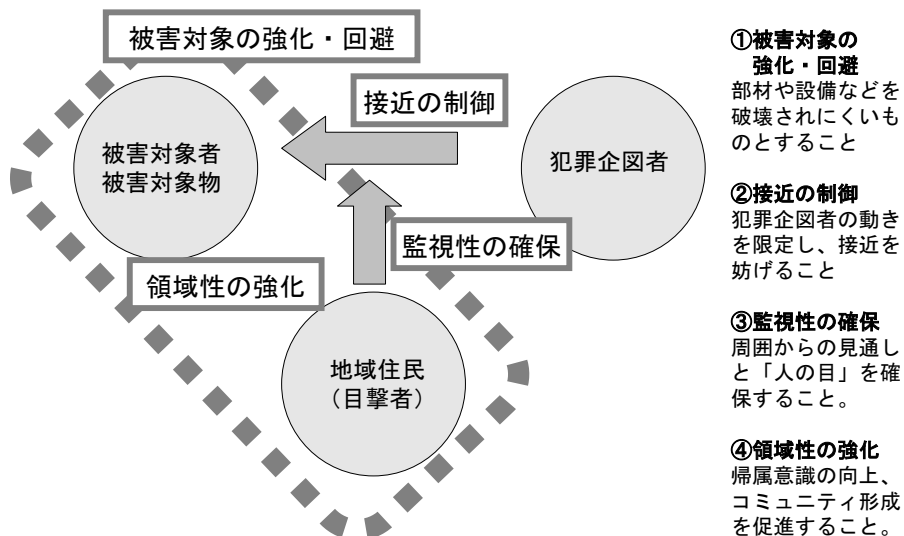
アメリカの犯罪学者G・ケリングらによって提唱された理論。1枚の割れた窓ガラスを放置すると、割られる窓ガラスが増え、その建物全体が荒廃し、いずれ街全体が荒れてしまうことを例に、ひとつの無秩序を放置すると、地域社会の秩序維持機能が弱まり、犯罪が増加するという考え方。

この理論は、1994年にニューヨーク市のジュリアーニ市長により実践された。制服警察官を増員して、できる限り現場に出て市民と接するようにし、「徒歩」による徹底したパトロールを行なうとともに、万引き、無賃乗車、落書きなどの軽微な犯罪の取り締まりを強化した。

この結果、重犯罪（殺人、強姦、強盗、傷害、家宅侵入、窃盗、自動車泥棒）は一貫して減少し、1994年には407,141件だった犯罪件数が、1999年には約202,106件と半数を切るまでになった。

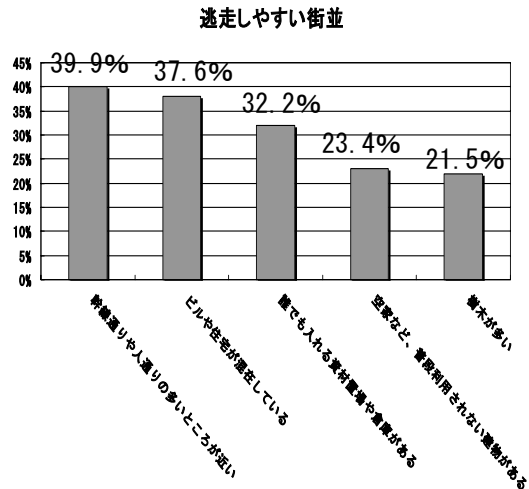
環境設計による犯罪予防

防犯環境設計を構成する次の4つの手法を組み合わせることで、犯罪に強い地域をつくる。



犯罪者の行動分析と犯罪機会

	1位	2位
街区レベル	人通りが少なく、見咎められない	居住者が互いに無関心で、よそ者が入りやすい
街路レベル	人通りが少なく、見咎められない 街の性格や造りからみて、犯行後逃げやすい	身を潜めるものが多い
特定地点レベル	狙った被害者やモノがある	周囲から怪しまれず、狙った被害者（建物）に近寄れる



犯罪者の行動分析：「やりやすい」と感じる理由

犯罪を誘発する機会の除去

「犯罪の発生しにくいまちづくり」

ハード面

明るく見通しの良い道路や公園の設計をすること

防犯の視点も踏まえた建物の設計をすること

都市施設整備を担う市行政の果たす役割

ソフト面

市民が、行政や警察、事業者と連携・協力しながら自主的に防犯活動を行うこと

防犯活動を通じて地域の体感治安を改善すること

市民が自主的に取り組む防犯活動への支援

機会を生じさせないことで犯罪を抑止するため、全国的にハードとソフトの両面において、「犯罪の発生しにくいまちづくり」が行われている

安全・安心まちづくりの 全国的動向

安全・安心まちづくり推進要綱(平成12年2月 警察庁 制定)

安全・安心まちづくりの定義

「安全・安心まちづくり」とは、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、犯罪防止に配慮した環境設計を行うことにより、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを推進し、もって、国民が安全に、安心して暮らせる地域社会とするための取組みのことをいう。

安全・安心まちづくりの3つの取組み

1. 道路、公園、駐車・駐輪場及び公衆便所を対象とした取組み
2. 共同住宅を対象とした取組み
3. 資機材の整備等

平成12年2月、警視庁は「安全・安心まちづくり推進要綱」を制定し「犯罪防止に配慮した環境設計活動」を地域で具体化するための基準を示した。

平成18年5月、社会状況の変化に合わせ、防犯のための連携の基本的考え方を明確にすることや、道路、公園の環境設計の基準をモデル地区から一般に拡大するなどの改正が行なわれた。

「犯罪に強い地域社会」再生プラン

(平成16年6月 警察庁 策定)

自主防犯活動の拠点・基盤の整備

地域安全安心ステーション

- ・ 安全安心パトロールの出動拠点
- ・ 安全安心情報の集約・発信拠点
- ・ 安全安心のための自主的活動の参加拡大の拠点

安全安心パトロール車両の防犯効果向上の支援

- ・ 青色回転灯の装備

効果的な自主防犯活動の実施に向けた支援

安全安心パトロール・サポート制度

消防との連携

- ・ 安全安心パトロール活動等での協力

「子ども110番の家」との連携

安全安心パトロールの補完・代替措置

平成16年6月、警察庁は地域住民の自主防犯活動の活性化方策として『「犯罪に強い地域社会」再生プラン』を策定。

犯罪に強い社会の実現のための行動計画 (平成15年12月 犯罪対策閣僚会議 決定)

治安回復の3つの視点

国民が自らの安全を確保するための活動の支援

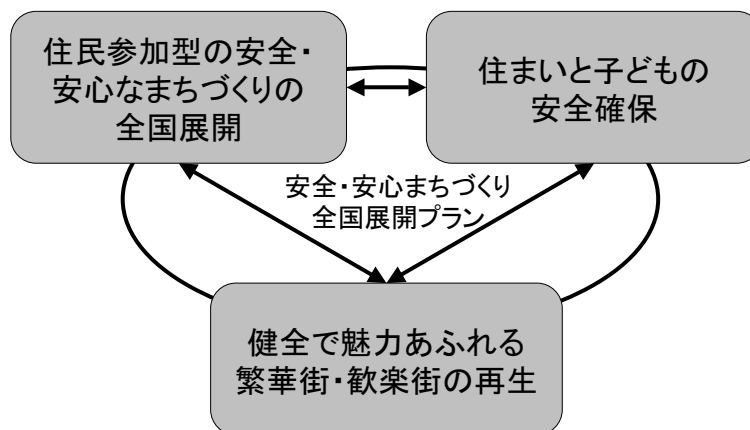
犯罪の生じにくい社会環境の整備

水際対策を始めとした各種犯罪対策

平成15年12月18日、犯罪対策閣僚会議において、5年後を目処に治安の回復を目的とした「犯罪に強い社会の実現のための行動計画―「世界一安全な国、日本」の復活を目指して―」を策定。

安全・安心まちづくり全国展開プラン (平成17年6月 犯罪対策閣僚会議、都市再生本部 合同決定)

3つの重点課題



平成17年6月、犯罪対策閣僚会議と都市再生本部の合同会議において「安全・安心まちづくり全国展開プラン」を決定。

札幌市内における犯罪情勢

1 犯罪の定義

罪刑法定主義の原理により、予め法律により定められている禁止する内容に該当して、違法かつ有責な行為。

(1) 禁止する内容（構成要件）

ある行為を抽象的に類型したもの（犯罪類型）。

(2) 違法性

正当防衛や緊急避難等の法益の侵害に該当しないこと。

(3) 有責性

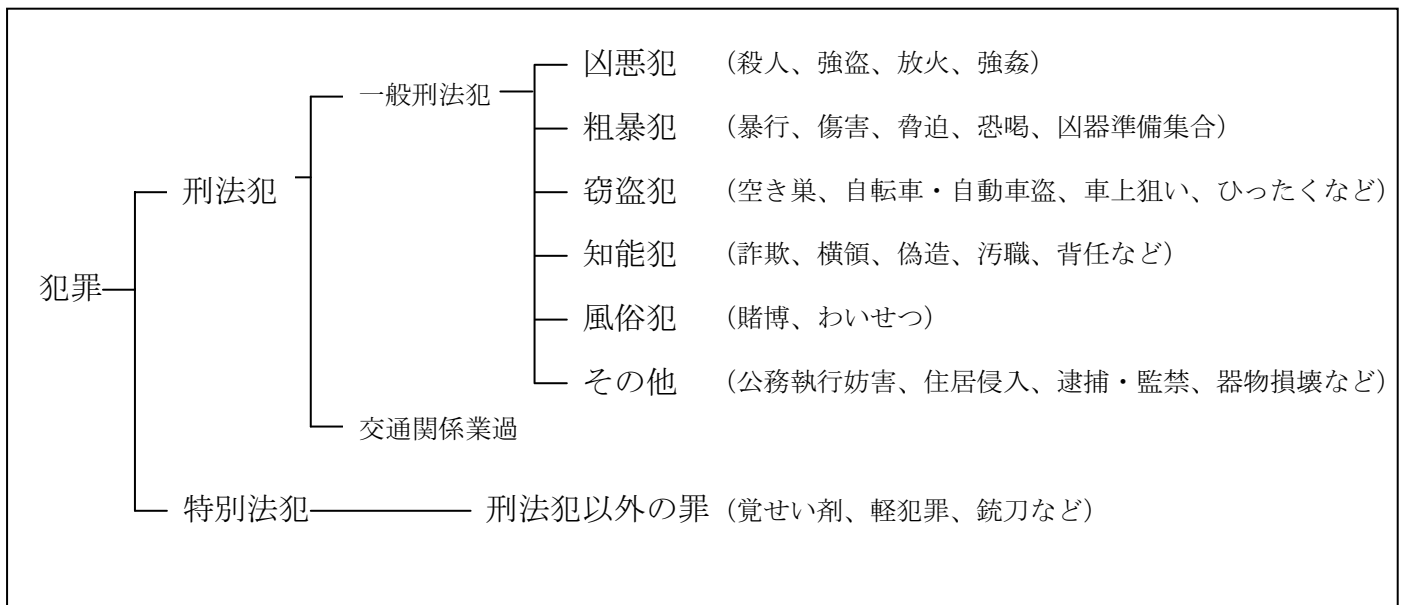
ある行為を、非難することができる可能性（行為者の善悪の判断能力）があること。

2 統計上の分類

犯罪は、刑法に規定された「**刑法犯**」（道路上の交通事故における業務上過失致死傷罪及び重過失致死傷罪を除いたものを「**一般刑法犯**」としている。）と、それ以外の法律に規定された「**特別法犯**」に分類される。

また、「**一般刑法犯**」は、下図のとおり包括的に6罪種に分類される。

■ 図-1



3 全国の犯罪情勢

(1) 一般刑法犯認知件数の推移

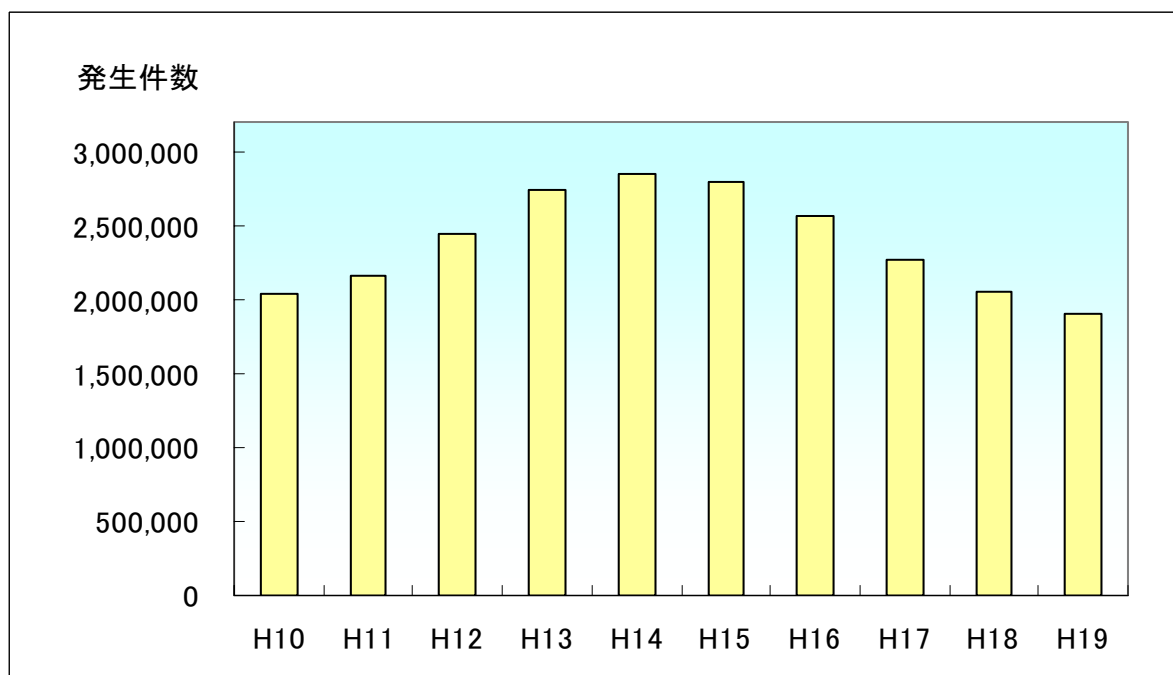
平成14年に認知件数のピークを迎えその後は減少傾向にある。

■表-1

(単位：件)

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
全国	2,033,546	2,165,626	2,443,470	2,735,612	2,853,739	2,790,136	2,562,767	2,269,293	2,050,850	1,908,836

■図-2



(2) 罪種別の割合

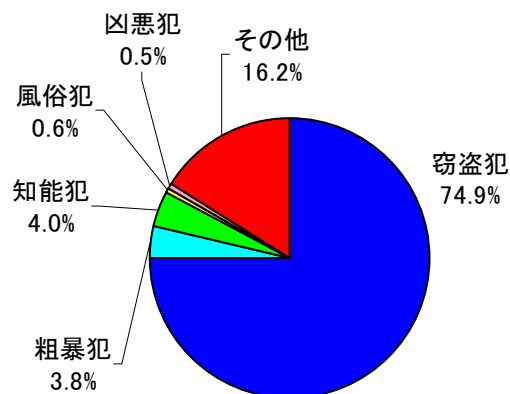
窃盗犯が全体の約3/4を占めており、他の罪種よりも圧倒的に多い状況である。

■表-2

(単位：件)

	窃盗犯	知能犯	粗暴犯	風俗犯	凶悪犯	その他
全国	1,429,956	75,999	72,908	11,184	9,051	309,738

■図-3



4 北海道及び札幌市の犯罪情勢

(1) 一般刑法犯認知件数の推移

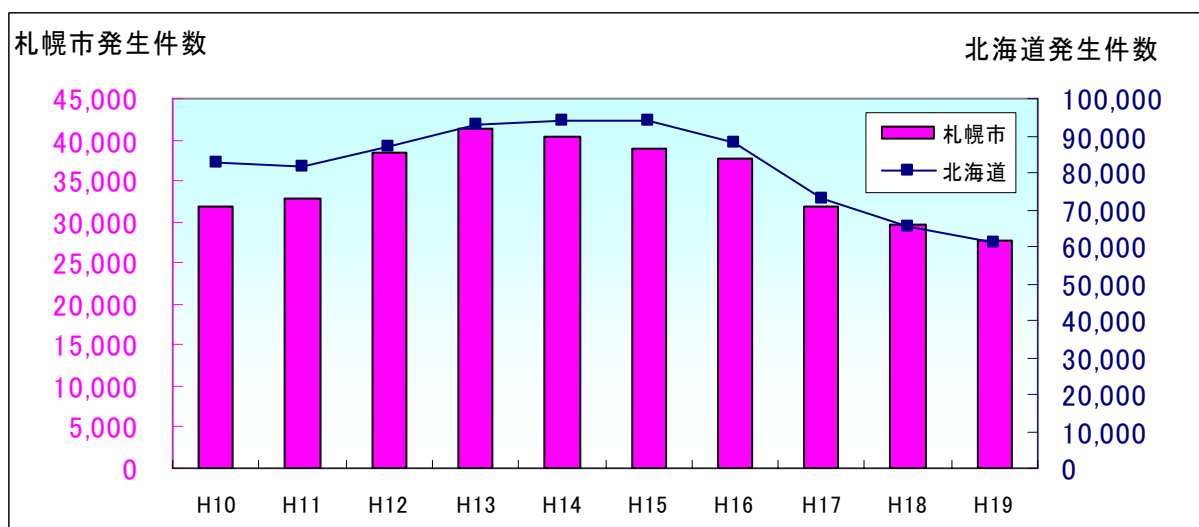
北海道は全国と同じ平成 14 年に、札幌市はその前年の平成 13 年に認知件数のピークを迎え、その後は減少傾向にあり、平成 18 年には市内の認知件数が 29,738 件と 3 万件を下回った。

■表 - 3

(単位：件)

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
北海道	82,688	81,820	86,786	92,832	94,091	93,863	88,249	73,071	65,417	60,880
札幌市	31,967	32,787	38,533	41,290	40,472	38,861	37,637	31,929	29,738	27,840

■図- 4



(2) 罪種別の割合 (平成 19 年)

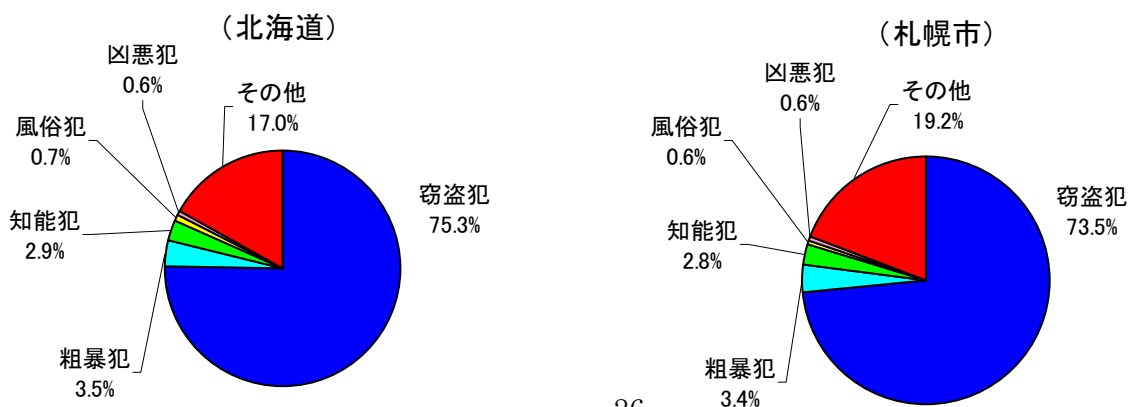
全国と同様の傾向で、窃盗犯が全体の約 3/4 を占めており、他の罪種よりも圧倒的に多い状況である。

■表- 4

(単位：件)

	窃盗犯	粗暴犯	知能犯	風俗犯	凶悪犯	その他
北海道	45,847	2,145	1,786	411	348	10,343
札幌市	20,453	946	774	178	155	5,334

■図- 5



(3) 札幌市内における罪種別犯罪の認知件数の推移

一般刑法犯認知件数の減少傾向は、以下の罪種別犯罪の認知件数の推移のとおり、「窃盗犯」の減少によるものである。

また、全体に占める割合は少ないものの、「知能犯」は、平成13年以降増加傾向にあり、その当時より高い水準で推移している。

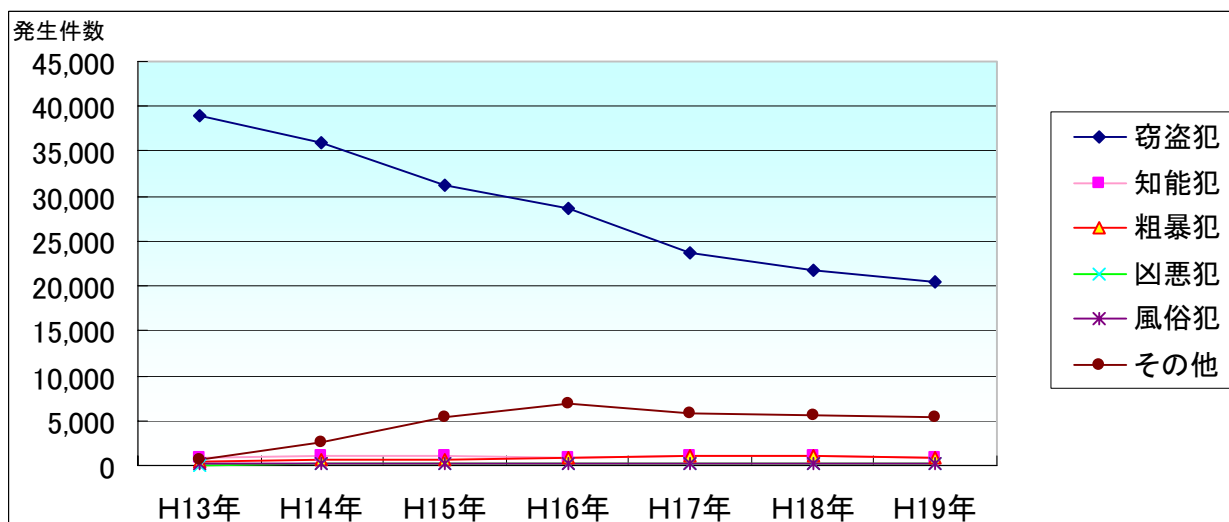
なお、「その他」の平成13年から15年にかけての増加は、「占有離脱物横領」の取り締まり強化によるものである。

■表-5

(単位：件)

		H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年
合 計		41,290	40,472	38,861	37,637	31,929	29,738	27,840
窃盗犯	件数	39,063	35,945	31,156	28,622	23,705	21,715	20,453
	割合	94.6%	88.8%	80.2%	76.0%	74.2%	73.0%	73.5%
粗暴犯	件数	933	1,042	1,119	919	1,050	1,009	946
	割合	2.3%	2.6%	2.9%	2.4%	3.3%	3.4%	3.4%
知能犯	件数	370	639	734	915	1,017	977	774
	割合	0.9%	1.6%	1.9%	2.4%	3.2%	3.3%	2.8%
風俗犯	件数	91	159	193	194	239	215	178
	割合	0.2%	0.4%	0.5%	0.5%	0.7%	0.7%	0.6%
凶悪犯	件数	150	151	209	181	188	183	155
	割合	0.4%	0.4%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%
その他	件数	695	2,536	5,450	6,806	5,730	5,639	5,334
	割合	1.7%	6.3%	14.0%	18.1%	17.9%	19.0%	19.2%

■図-6



(4) 札幌市内における場所別の犯罪発生状況

「駐車場」、「道路上」、「都市公園」、「空地」は、市民が自由に利用でき、公共性が高い場所であり、札幌市において、平成 19 年中にこれらの場所で発生した犯罪は、11,327 件で一般刑法犯（27,840 件）の 40.7%を占めている。

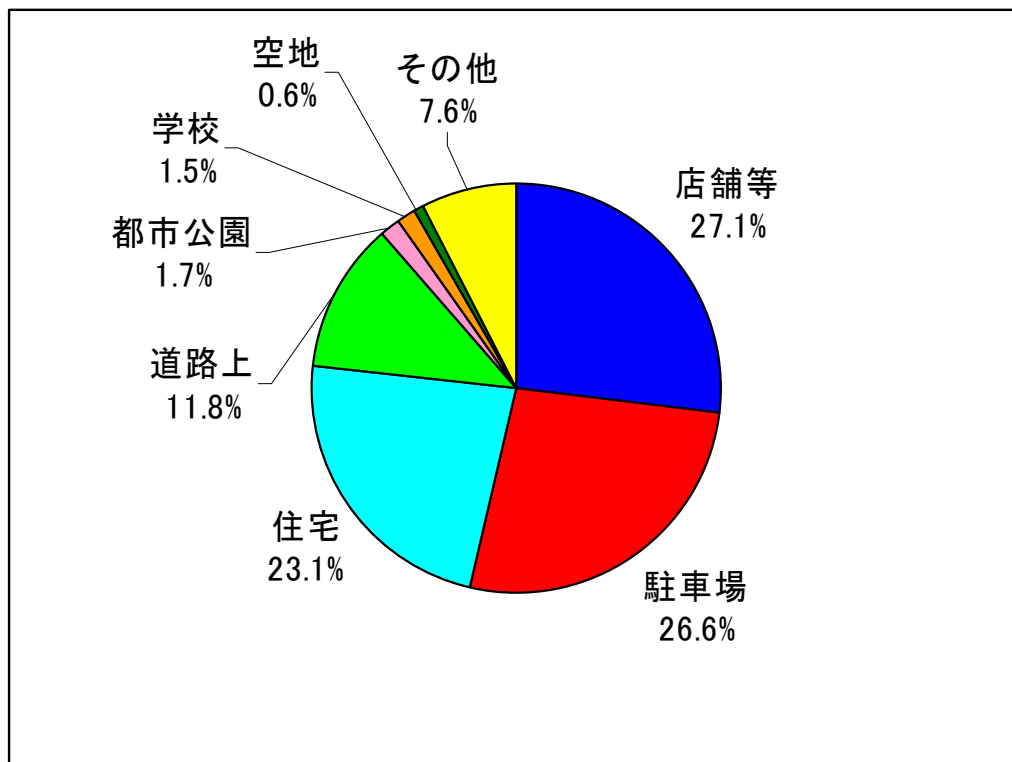
また、最も安全性と安心感が求められる「住宅」を対象とする犯罪は、6,441 件で全体の 23.1%を占めている。

■表-6

(単位:件)

合計	路上				非路上			
	駐車場	道路上	都市公園	空地	店舗等	住宅	学校	その他
27,840	7,393	3,285	474	175	7,532	6,441	419	2,121

■図-6



生活安全条例 概要

背景

安全安心を脅かす
事件の情勢

市民意識

国の安全・安心に係る
施策の潮流

生活安全条例

目的

犯罪のない安全で安心なまちの実現

目的達成のために

地域防犯活動

防犯環境整備

推進

他自治体状況

- 1 都道府県
39 自治体で制定済
(北海道 17 年 4 月施行)
- 2 指定都市
9 都市で制定済

都市	制定年
仙台	18
さいたま	17
新潟	18
名古屋	16
京都	11
大阪	14
堺	11
神戸	10
広島	16

生活安全条例他都市比較表

資料 6-2

項目	自治体	仙台市	さいたま市	新潟市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	広島市	北海道
条文数		11	9	33	14(うち防犯に関する条文は7)	12	7	8	28(ただし、いづれの項目も防犯を對象にした条が強い)	8	27
前文		○		○	○			○	○	○	○
目的		○	○	○	○		○	○	○	○	○
定義		○	○	○	○			○	○	○	○
基本理念		○	○	○	○			○	○	○	○
主体間の責務(役割)		○	○	○	○		○	○	○	○	○
連携		○	○	○	○			○	○	○	○
計画の策定		○	○	○	○			○	○	○	○
推進体制の整備		○		○	○			○	○	○	○
モデル地区の指定		○		○	○			○	○	○	○
表彰				○	○				○		○
財政上の措置				○	○				○		○
広報・啓発				○	○				○		○
自主的な活動の促進				○	○				○		○
防犯の日・月間の設置				○	○				○		○
人材育成				○	○				○		○
学校等の安全確保				○	○				○		○
児童等への安全教育等の実施				○	○				○		○
地域特性に応じた対策の推進				○	○				○		○
繁華街対策				○	○				○		○
事業所集中地域等の対策				○	○				○		○
公共施設の整備等				○	○				○		○
通学路等における措置・普及				○	○				○		○
道路等における措置・普及				○	○				○		○
住宅における措置				○	○				○		○
店舗等における措置			○	○	○			○	○		○
土地又は建物の管理者の措置				○	○			○	○		○
犯罪被害者支援				○	○				○		○
密引き等行為の禁止				○	○				○		○
勧誘行為の禁止				○	○				○		○
ピンクビラ等配布の禁止等				○	○				○		○
ピンクビラ等の除去及び廃棄				○	○				○		○
良好な地域社会の育成				○	○				○		○
要援護者への配慮				○	○				○		○
区を中心とした安全なまちづくり				○	○				○		○
施策の推進				○	○		○		○		○
助言その他の支援措置											○
情報の提供											○
市町村への支援											○
指針の策定											○

＜補足＞
 生活安全条例は、理念を据え置くものであることから、いずれの都市とも短い条文構成となっている。原則構成としては、安全・安心に係る「理念」、主体間の「責務(役割)」の明確化、基本的施策として「計画作成」及び「推進体制の整備」の規定による。

地域防犯活動団体及び北海道警察ヒアリング調査
【調査対象】
地域、小学校、防犯活動団体、企業、北海道警察本部など
【調査方法】
ヒアリング(現地にて)
【調査期間】
H19.8.24～H19.11.8
【回答数】
32団体

地域防犯に係る市民アンケート
【調査対象】
20歳以上の男女1,000人(無作為抽出法による)
【調査方法】
郵送配布 郵送回収
【調査期間】
H18.8.25～H18.9.15
【回答数】
402人

安全・安心なまちづくりの推進に係る市民意識調査
【調査対象】
「安全・安心なまちづくりの日道民集会」及び「犯罪のない安全で安心なまちづくりパネル展」、札幌市出前講座」の来場者
【調査方法】
直接配布 直接回収
【調査期間】
H19.10.1～H19.10.28
【回答数】
233人

項目

地

域

課

題

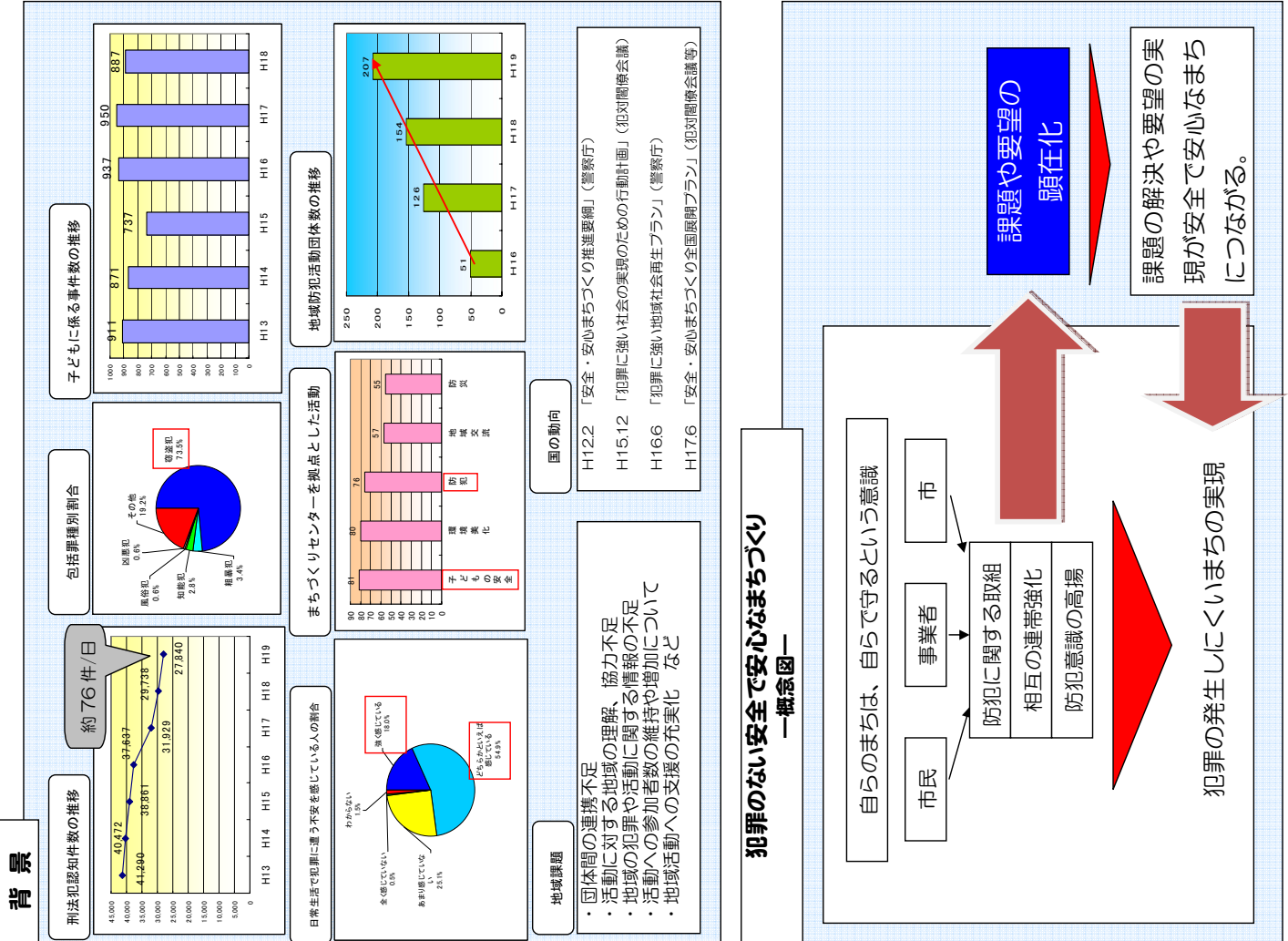
地域防犯活動のあり方

地域の自発意識にもとづく地域防犯活動の推進と、町内会活動の活性化や地域の連帯意識の向上
地域防犯活動は、自発的な意識のもとに行われるべきであり、条例では活動を強制するのではなく、活動をしやすいようにしてほしい。(ヒ)
活動を継続させるためにも、義務感を強くするのは良くない。(ヒ)
地域と行政が連携して取り組むという意思表示があると良い。(ヒ)
活動の成果として地域におけるお互いの信頼感が増した。地域の絆や、地道な取組がさらに広がると良い。(ヒ)
地域の安全と地域コミュニティの活性化は、相通ずるものである。(ヒ)
町内会活動の活性化や地域の連帯意識再生が必要である。(ヒ)
市民の防犯活動に対する理解と共通認識の保持、地域住民の連帯感の向上が必要である。(ヒ)
活動に必要な個人情報などをどのように集め、どのように使い、どのように管理するのといったプライバシーの問題がある。(ヒ)
地域の防犯活動の成果について、「地域の連帯感が向上した」が45.1%で最も多い。(ア)

項目		地域	課題
主体の役割	市民の役割	<p>条例による地域防犯活動の根拠や役割の明確化</p> <p>地域防犯活動を条例に位置づけるなど、活動の根拠となるものがほしい。(ヒ)</p> <p>地域防犯活動の権威付けが行われることを期待する。(ヒ)</p> <p>地域間で意識の差があるので、役割を示してほしい。(ヒ)</p> <p>安全で安心なまちづくりに対する事業者の意識の向上と、防犯活動への協力</p> <p>企業間で、防犯に対する取組への意識の差がある。(ヒ)</p> <p>企業は、さまざまな地域での防犯活動に協力することが必要である。(ヒ)</p> <p>防犯意識の高揚と自主的な防犯体制強化に企業が積極的に取り組むことが重要である。(ヒ)</p>	
	事業者の役割		
各主体間・関係機関等との連携		<p>犯罪のない安全で安心なまちづくりを効果的に推進するための行政、警察、学校、町内会、防犯団体等の連携</p> <p>地域防犯団体間の協力体制の構築、維持が必要である。(ヒ)</p> <p>地域内、地域間で活動の情報交換や交流ができると良い。(ヒ)</p> <p>地域の取組を発展させていくことは、地域だけでは難しいので行政などが協力することが必要である。(ヒ)</p> <p>安全・安心なまちづくりを効果的に推進するために、札幌市は警察など他の行政機関と連携することが必要である。(ヒ)</p> <p>条例の推進母体を明確に位置づけることが重要である。(ヒ)</p> <p>区又は地域ごとに連携を促進するための体制を整備することが重要である。(ヒ)</p> <p>防犯活動の課題について「行政、警察、学校等や町内会、防犯団体との連携」と答えた人が55.6%で最も多い。(ア)</p>	
具体的な施策の推進		<p>地域防犯に対する一人ひとりの意識の向上と、活動への理解と協力を促す取組</p> <p>一人ひとりの意識を育むことが重要である。(ヒ)</p> <p>地域の自発意識を向上させる取組が必要である。(ヒ)</p> <p>若い世代など、現在、主に活動に参加している層以外の者が活動に参加するための取組が必要である。(ヒ)</p> <p>地域へ活動を紹介するなどし、認知されることにより地域の活動がさらに盛り上がるような取組が必要である。(ヒ)</p> <p>札幌市の犯罪がH13年以來減少傾向にあり、H17年は過去5年間で最少であったことを知らない人が9割を超えている。(ア)</p> <p>日常生活で犯罪に遭う不安を「感じている」と答えた人が7割を超えている。(ア)</p> <p>防犯活動の課題について「地域の理解、協力の不足」と答えた人が44.4%で二番目に多い。(ア)</p> <p>犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めるにあたり、行政が行うことが適当だと考えられることとして「啓発活動等による、市民一人ひとりの防犯意識の向上に向けた支援」と答えた人が54.9%で二番目に多い。(意)</p>	

項目		地域	課題
地域防犯活動に関する資金や物品の提供	地域防犯活動に関する資金や物品の提供	ボランティア保険や広報のための経済的な支援をしてほしい。(ヒ) 物品、資材を支給するなどの支援が必要である。(ヒ) 地域内へ犯罪や活動に必要な情報の発信を即時的かつ効果的に行ってほしい。(ヒ) 防犯活動の課題について「地域の犯罪や、防犯活動に関する情報の不足」と答えた人が42.2%で三番目に多い。(ア)	
	防犯活動への意欲の継続や効果的な支援のための認定・評価として、表彰やモデル地区の指定などの施策	自分たちの活動が、他から評価されることが最も励みとなる。(ヒ) 功績のあったと認められる個人、団体の表彰は効果的である。(ヒ) 防犯モデル地区を指定するなど、意欲の継続や効果的な支援を行うことが重要である。(ヒ) 地域防犯の表彰を受けた場合に名誉を「感じる」と答えた人の合計が7割近い。(意) 地域防犯の表彰を受けた場合にやる気が「上がる」と答えた人の合計が7割を超えている。(意)	
子どもや高齢者の安全確保にむけた取組	子どもや高齢者の安全確保にむけた取組	子どもや高齢者の見守りを含めるなど、対象を広く見てほしい。(ヒ) 子どもを見守る活動が活発化していることから、地域の子どもの安全への意識が非常に高い。(ヒ) 独居老人や高齢夫婦を地域で見守る体制の整備をしてほしい。(ヒ) 高齢者の安全対策について、さまざまな活動主体のすみわけなどの整理が必要である。(ヒ) 犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めるにあたり、行政が行うことが適当だと考えられることとして「子どもの安全確保の充実に向けた支援」と答えた人が50.6%で三番目に多い。(意)	
	見通しの悪い場所の改善や街灯等の設置など、防犯に配慮した環境整備の推進	道路など、未だに暗い場所がある。電気料金を町内会で負担してもいいから整備してほしい。(ヒ) 暗い公園があり、犯罪が発生する不安があるので整備してほしい。(ヒ) 空地の環境が悪く、犯罪が起こったので、所有者がすべきことを提示するなど何らかの対策をしてほしい。(ヒ) 犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めるにあたり、行政が行うことが適当だと考えられることとして「見通しの悪い場所の改善や街路灯の設置など、防犯に配慮した環境整備の推進」と答えた人が67.0%で最も多い。(意)	
犯罪被害者への配慮	犯罪被害者への配慮	条例に被害者支援関係事項を盛り込むべきである。(ヒ)	
	安全で安心なまちづくりに向けた防犯と交通安全の連携	安全・安心なまちには、防犯だけでなく交通安全など対象を広く見てほしい。(ヒ) 防犯だけでなく、交通安全の活動も合わせて行っている。(ヒ) スクールゾーン実行委員会に、防犯の観点も持たせるのが良い。(ヒ) 「安全・安心」に対する関心では「防犯」が最も多く、次いで「交通安全」が多い。(意)	

条例(案)の骨格



地域課題・要望

- 地域防犯活動のあり方
- 地域防犯活動の位置づけ
- 事業者の意識の向上
- 行政が担う施策の推進
- 各主体間・関係機関等との連携
- 具体的な施策の推進

条例骨格の要素

- 《理念》
犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めるに当たっての基本理念を掲げる。
- 《市民の役割》
犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めていくための主体となる市民の役割について掲げる。
- 《事業者の役割》
犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めていくための主体となる事業者の役割について掲げる。
- 《市の役割》
犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めていくための主体となる本市の役割について掲げる。
- 《連携》
上記主体間及び関係機関との連携のあり方について掲げる。
- 《協議会等の設置》
犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に關し必要な事項について協議するため、市及び各区に設置する協議会又は会議の設置について掲げる。
- 《推進計画の作成》
施策の総合的かつ計画的な推進及び条例の実効性を担保するため、具体的施策や推進体制、進捗管理等に関するものを盛り込んだ地域防犯推進計画の策定について掲げる。
- 《犯罪被害者等支援》
犯罪に遭遇し、被害者となった場合の支援等について掲げる。

明確化すべきもの

基本的施策

条例検討フロー

